

埼玉西部環境保全組合個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求は、様式第1号の開示請求書によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項に規定する委任状は、様式第2号の委任状によるものとする。

(開示決定等通知書)

第3条 法第82条第1項に規定する決定は、様式第3号の開示決定通知書によるものとする。

2 法第82条第2項に規定する決定は、様式第4号の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第4条 法第83条第2項に規定する通知は、様式第5号の開示決定等期限延長通知書によるものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第5条 法第84条に規定する通知は、様式第6号の開示決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(開示請求事案移送書等)

第6条 管理者は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、様式第7号の開示請求事案移送書に必要な資料を添付して行うものとする。

2 法第85条第1項に規定する通知は、様式第8号の開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者意見照会書等)

第7条 法第86条第1項の規定により通知を行う場合は、様式第9号の第三者意見

照会書を用いて行うものとする。

2 法第86条第2項に規定する通知は、様式第10号の第三者意見照会書によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項に規定する意見書は、様式第11号の第三者開示決定等意見書によるものとする。

4 法第86条第3項に規定する通知は、様式第12号の開示決定通知を行った旨の通知書によるものとする。

(開示の実施方法等申出書)

第8条 法第87条第3項の規定により申出を行う場合は、様式第13号の開示の実施方法等申出書を用いて行うものとする。

(訂正請求書等)

第9条 法第91条第1項に規定する訂正請求は、様式第14号の訂正請求書によるものとする。

2 令第29条の規定により準用する令第22条第3項に規定する委任状は、様式第15号の委任状によるものとする。

(訂正決定等通知書)

第10条 法第93条第1項に規定する決定は、様式第16号の訂正決定通知書によるものとする。

2 法第93条第2項に規定する決定は、様式第17号の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第11条 法第94条第2項に規定する通知は、様式第18号の訂正決定等期限延長通知書によるものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第12条 法第95条に規定する通知は、様式第19号の訂正決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(訂正請求事案移送書等)

第13条 管理者は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、様式第

20号の訂正請求事案移送書に必要な資料を添付して行うものとする。

2 法第96条第1項に規定する通知は、様式第21号の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(訂正決定通知書)

第14条 法第97条に規定する通知は、様式第22号の訂正決定通知書によるものとする。

(利用停止請求書等)

第15条 法第99条第1項に規定する利用停止請求は、様式第23号の利用停止請求書によるものとする。

2 令第29条の規定により準用する令第22条第3項に規定する委任状は、様式第24号の委任状によるものとする。

(利用停止決定等通知書)

第16条 法第101条第1項に規定する決定は、様式第25号の利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項に規定する決定は、様式第26号の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第17条 法第102条第2項に規定する通知は、様式第27号の利用停止決定等期限延長通知書によるものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第18条 法第103条に規定する通知は、様式第28号の利用停止決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例施行規則（平成31年規則第3号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 2 9 日規則第 2 号）

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。